

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」地域向け説明会
(質問事項への回答)

形成計画策定者について

- Q. 形成計画策定者が協議会等の場合、登録 DMO は連携先ではなく、登録 DMO と連名で記載の上、提出する必要があるのか。
- A. 本公募要領に記載のとおり、協議会等においては、DMO を共同の形成計画策定者として、提出してください。
- Q. 地域 DMO が、地域にない場合には、どのようにすればよいか。
- A. どこの DMO と連携するかについては、制限を設けていないため、都道府県 DMO 等、連携できる DMO と一緒に提出する方法をご検討ください。

補助対象事業について

- Q. 索道施設撤去に伴うグレンデコースの改修は可能とのことですが、既に存在するインバウンド向けのコース（上級者向け等）造成は認められるのか。
- A. 既に存在するコースの造成は、補助対象外となります。
- Q. アフタースキーとアプレスキーは、区別して記述したほうがよいか。
- A. 区別して記述いただきたい。
- Q. スノーコンテンツにおける、未就学児向けのスノーエリア（例えば、スキーエリアの隣に施設を開発するなど）の開発は認められるのか。
- A. スノーコンテンツの造成のために必要な事業に要する経費としては、コンテンツの開発・磨き上げに附帯する備品の購入に要する経費及び簡易な環境整備は、認めておりますが、施設の開発等、建築物の建築・改修等に要する経費は補助対象外となります。
- Q. 現機種(フード無し)を撤去した場所に、新しくフード付きのスノーエスカレーターを設置する場合、撤去費用も対象になりますか？
- A. (当日回答から変更あり) 利用者へのサービス向上を伴うスノーエスカレーターに更新する際においては、撤去費用は補助対象となります。

- Q. 既存の人工降雪機において、使用するために不足している水源確保の工事は補助対象か。また、既存の人工降雪機の稼働効率をあげるための機器の導入は対象か。
- A. (当日回答に補足あり) 人工降雪機における水源確保(貯水槽)の工事は、補助対象となります。ただし、人工降雪機の新規導入又は更新に伴うものであることは必要で、その際、人工降雪機の新規導入又は更新と、貯水槽の工事は別々の年度での実施でも構いません。
- Q. オフシーズンのリゾート活用のため交通手段として観光のための EV モビリティは対象となるか。
- A. EV モビリティは、補助対象外となります。